

返戻金制度

当社の紹介により就職した者が入社後 12 ヶ月未満に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- ①入社日以後 1 週間未満の場合はサービス利用料の 100%を返還するものとする
- ②入社日以後 1 週間より 1 ヶ月未満の場合はサービス利用料の 70%を返還するものとする
- ③入社日以後 1 ヶ月より 2 ヶ月未満の場合はサービス利用料の 50%を返還するものとする
- ④入社日以後 2 ヶ月より 3 ヶ月未満の場合はサービス利用料の 20%を返還するものとする
- ⑤入社日以後 3 ヶ月より 6 ヶ月未満の場合はサービス利用料の 10%を返還するものとする
- ⑥入社日以後 6 ヶ月より 12 ヶ月未満の場合はサービス利用料の 5%を返還するものとする